# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

令和2年6月11日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税関係事務					
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を市内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸支局等へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、身体障害者等に対する減免申請書を市にて受付け、必要に応じて減免を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税第442条の2、第445条) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税第447条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税第454条、大月市税条例第90条及び第91条) ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。					
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
軽自動車税情報ファイル、収約	<b>対情報ファイル、滞納情報ファイル</b>					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号並びに内閣府・総務省令第5号第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無						
番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民生活部税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6 他の評価実施機関						

#### 6. 他の評価実施機関

\_

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年3月10日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年3月10日 時点	3月10日 時点			
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	董点項目評価書 (全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項				
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	読しない(入手) [ O	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

#### 変更箇所

<b>《</b> 文曲//								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載		提出時期に係る説明			
平成29年4月1日	I -5-②所属長	税務課長 村上 明人	税務課長 横瀬 政弘					
平成29年4月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年4月1日時点					
平成29年4月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年4月1日時点					
平成30年7月19日	I -5-②所属長の役職	税務課長 横瀬 政弘	税務課長					
平成30年7月19日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年5月8日時点					
平成30年7月19日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年5月8日時点					
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴う追加					
令和2年6月11日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点					
令和2年6月11日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成30年5月8日時点	令和2年3月10日時点					